

議案第 66 号

狭山市都市公園条例の一部を改正する条例

狭山市都市公園条例（平成 7 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 14 条第 1 項中「又は法」を「、法」に改め、「第 3 項」の次に「又は第 2 条第 1 項若しくは第 3 項」を加える。

第 23 条を第 24 条とし、第 22 条を第 23 条とする。

第 21 条中「第 18 条」を「第 19 条」に改め、同条を第 22 条とする。

第 20 条を第 21 条とする。

第 19 条第 1 項及び第 2 項中「公園施設」を「都市公園」に改め、同条第 3 項中「公園施設」を「都市公園」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項の次に次の 2 項を加え、同条を第 20 条とする。

3 第 1 項の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第 2 条第 1 項及び第 3 項並びに第 6 条第 2 項の許可を行わせるときの第 2 条、第 5 条、第 6 条、第 10 条及び第 17 条の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第 6 条第 3 項中「認めるときは」とあるのは「認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て」と、第 17 条（見出しを含む。）中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「法第 5 条第 1 項、法第 6 条第 1 項若しくは第 3 項又は第 2 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者」とあるのは「第 2 条第 1 項若しくは第 3 項の許可を受けた者」とする。

4 指定管理者は、第 2 条第 1 項及び第 3 項の許可をする場合においては、あらかじめ市長の承認を得るものとする。

第 18 条中「第 16 条」を「第 17 条」に改め、同条を第 19 条とする。

第 17 条を第 18 条とする。

第 16 条中「若しくは法」を「、法」に改め、「第 3 項」の次に「又は第 2 条第 1 項若しくは第 3 項」を加え、同条を第 17 条とする。

第 15 条第 3 項を次のように改める。

3 使用料の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるところにより計算する。

（1）使用料の額が月を単位として定められている場合において、使用の日数に 1 月未満の端数が生じたときは、使用料の額は、その月の日数に応じて日割計算する。

(2) 使用料の額が日を単位として定められている場合において、使用又は占用の日数に 1 日未満の端数を生じたときは、当該端数は 1 日として計算する。

(3) 使用料の額が時間を単位として定められている場合において、使用する時間に使用料の額の単位となる時間に満たない端数を生じたときは、当該端数は使用料の額の単位となる時間として計算する。

第 1 5 条の次に次の 1 条を加える。

(利用料金)

第 1 6 条 第 1 4 条の規定にかかわらず、指定管理者（第 2 0 条第 1 項に規定する指定管理者をいう。以下この条において同じ。）に都市公園の管理を行わせる場合においては、第 2 条第 1 項に規定する行為（智光山公園のテニスコート、こども動物園及び都市緑化植物園における当該行為を除く。）を行う者又は有料の公園施設（智光山公園のテニスコート、シャワー室及びこども動物園を除く。）を利用する者は、当該行為に係る料金又は当該利用に係る料金（以下これらを「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表第 2 第 3 項の表及び別表第 3 に定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

別表第 2 中「（第 1 4 条関係）」を「（第 1 4 条、第 1 6 条関係）」に改め、同表に次の 1 表を加える。

3 都市公園の行為の許可による使用料

種 別	単 位	金 額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1 平方メートルにつき 1 日	1 4 円
業として行う写真の撮影	1 件につき 1 日	7 1 0 円
業として行う映画等の撮影	1 件につき 1 時間	2 , 2 8 0 円
興行	1 平方メートルにつき 1 日	1 7 円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催し	1 平方メートルにつき 1 日	8 円

別表第3中「(第14条関係)」を「(第14条、第16条関係)」に改め、同表第1項の表から第3項の表までを次のように改める。

1 野球場

区分	単位	2時間	摘要
一般		800円	<p>1 本市並びに所沢市、飯能市及び入間市に住所を有しない者(本市に通勤し、又は通学する者を除く。以下「市外使用者」という。)に係る使用料は、左記の金額にそれぞれ当該金額の100分の100に相当する額を加えた額とする。</p> <p>2 野球以外の目的に使用する場合の使用料は、左記の金額のそれぞれ100分の200に相当する額とする。ただし、市外使用者に係る使用料は、当該額にそれぞれ当該額の100分の100に相当する額を加えた額とする。</p> <p>3 使用時間以外に使用する場合の使用料は、1時間当たり、左記の金額のそれぞれ100分の50に相当する額とする。ただし、市外使用者に係る使用料は、当該額にそれぞれ当該額の100分の100に相当する額を加えた額とする。</p>
高校生以下		400円	

2 テニスコート

区分	単位	1面当たり 2時間	摘要
新狭山公園	一般	800円	市外使用者に係る使用料は、左記の金額にそれぞれ当該金額の100分の100に相当する額を加えた額とする。
	高校生以下	400円	
狭山中央公園	一般	500円	
	高校生以下	250円	
智光山公園	一般	1,200円	
	高校生以下	600円	
鶺ノ木運動公園	一般	500円	
	高校生以下	250円	

3 コンビネーショングラウンド

区分	単位	2時間	摘要
	全面使用の場合	2,400円	1 市外使用者に係る使用料は、左記の金額にそれぞれ当該金額の100分の100に相当する

一 般	2分の1面 使用の場合	1,200円	<p>額を加えた額とする。</p> <p>2 運動以外の目的に使用する 場合の使用料は、左記の金額の それぞれ100分の200に相当 する額とする。ただし、市外 使用者に係る使用料は、当該 額にそれぞれ当該額の100分 の100に相当する額を加えた 額とする。</p> <p>3 使用時間以外に使用する 場合の使用料は、1時間あたり 、左記の金額のそれぞれ100 分の50に相当する額とする。 ただし、市外使用者に係る 使用料は、当該額にそれぞれ 当該額の100分の100に 相当する額を加えた額とする。</p>
	4分の1面 使用の場合	600円	
高校生以下	全面使用の 場合	1,200円	
	2分の1面 使用の場合	600円	
	4分の1面 使用の場合	300円	

別表第3第8項の表及び同表第9項の表を次のように改める。

8 多目的グラウンド

区 分 \ 単 位		2 時 間	摘 要
一 般	全面使用の 場合	2,000円	<p>1 市外使用者に係る使用料は、 左記の金額にそれぞれ当該金 額の100分の100に相当する 額を加えた額とする。</p> <p>2 使用時間以外に使用する 場合の使用料は、1時間あたり 、左記の金額のそれぞれ100 分の50に相当する額とする。 ただし、市外使用者に係る 使用料は、当該額にそれぞれ 当該額の100分の100に 相当する額を加えた額とする。</p>
	2分の1面 使用の場合	1,000円	
高校生以下	全面使用の 場合	1,000円	
	2分の1面 使用の場合	500円	

9 研修室

区 分 \ 単 位		1 時 間	摘 要
一 般		200円	市外使用者に係る使用料は、左記 の金額にそれぞれ当該金額の 100分の100に相当する額を 加えた額とする。
高校生以下		100円	

別表第3に次の1表を加える。

10 夜間照明

区 分		単 位	1 時 間	摘 要
野球場	全点灯		4,000円	市外使用者に係る使用料は、左記の金額にそれぞれ当該金額の100分の100に相当する額を加えた額とする。
	5分の3点灯		2,400円	
テニスコート	1面		600円	

附 則

- 1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 改正後の狭山市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）第20条第1項の規定により、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に都市公園の管理を行わせる場合は、改正前の狭山市都市公園条例の規定により市長がした処分その他の行為（この条例の施行の日以後の利用に係るものに限る。）又は市長に対してされた申請その他の行為（この条例の施行の日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。）については、改正後の条例の相当規定に基づいて指定管理者がした処分その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

平成22年9月1日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

都市公園の効率的な運営を図るため都市公園の管理について利用料金制度を導入するとともに、都市公園における行為の許可に係る使用料を定めたいので、この案を提出するものである。